



District 2660 Moriguchi Evening Rotary Club 2022-2023 Weekly Bulletin no.29



- ◆国際ロータリー会長 ジェニファーE.ジョーンズ
- ◆第2660地区ガバナー 宮里 唯子
- ◆クラブテーマ「イマジンロータリー」

本日例会 2023年 6月 8日(木) 第934回

担当：国際奉仕委員会

卓話：「G G 事業について」

国際ロータリー第3350地区
アンコールロータリークラブ
上場 俊哉氏

前回例会 2023年 6月 1日(木) 第933回

1. 開会 会長

2. 国歌斉唱

3. ロータリーソング「奉仕の理想」

4. 四つのテスト唱和

5. 誕生日のお祝い

樋上会員、金崎会員、北山会員、京藤会員、
寺田会員

6. ニコニコ箱報告(小計16,000円 累計393,000円)

樋上会員 89才です。宜しくお願ひします。

金崎会員 73才になります。

北山会員 四捨五入すると60才の歳になりました。
本日はありがとうございます。

寺田会員 体調不良で休んでいましたが、これ
からまた出席します。

7. 会食

8. 幹事報告

○理事会報告

2022年規定審議会の決議に基づき、標準クラブ定款の変更がありましたので、それに伴う当クラブのクラブ細則の変更が理事会で承認されました。細則改正の総会は6月15日に開催予定です。

○会議開催連絡

6月7日(水) IM第3組新旧合同燐々会開催

福田会長、柳本会長エレクト、

長野次年度幹事出席

○6月例会開催連絡

開催日 6/1、6/8、6/15

創立 2000年11月2日
例会日 木曜日 18:30-19:30
例会場 ホテル・アゴーラ大阪守口
事務局 守口市河原町10-5
ホテル・アゴーラ大阪守口5F
TEL06-6995-7440 FAX06-6995-7441
会長 福田 治夫
幹事 北山 展弘
会報担当 クラブ運営委員会
E-mail m-evening@msj.biglobe.ne.jp
<http://www7b.biglobe.ne.jp/~m-eveningrc/>

9. 出席報告 (会員総数23名)

6月 1日 出席14名 欠席9名 出席率60.87%

メークアップ報告

4月 20日 出席15名 欠席8名 出席率65.22%

(メークアップ者 2名)

10. 会長の時間

11. 本日のプログラム

担当：社会奉仕委員会

卓話：「よもやま話」

卓話者：水谷 武志会員

12. 閉会 会長

○例会前の会合 定例理事会

会長の時間

本年度の例会も、本日を含めあと3回となりました。春のライラ決算につきましては皆様に登録料のご協力をいただいたことにより、クラブ負担もほぼ無く、黒字で報告が出来そうです。ご協力有難うございました。また、報告書につきましても現在編纂中ですので、それが終わり、財務委員会で承認を得られれば全て終了となります。

なお、ライラのクラブ負担分につきましては4月9日に現地リハーサルを開催しチームライラとスタッフの交流を兼ね、昼食にB B Qをしました。飲食を伴う経費ということでクラブ負担分とすることにしましたのでご理解を願います。

次回例会 2023年 6月15日(木) 第935回

クラブ親睦例会 (ノーマイカー例会)

臨時総会：議案「クラブ細則見直しの件」

卓話：「退任挨拶」

2022~2023年度 役員・理事

◆週報訂正連絡 (週報No. 28表)

休会連絡 正：6月29日→誤：6月25日

訂正してお詫びいたします。

卓話**「よもやま話」水谷 武志 会員**

少数非上場株主の抱える問題と解決方法

□ 少数非上場株主に生じる大きな問題

(1) 保有上の問題

① 相続税負担リスク

非上場株式の株主が死亡した場合、死亡株主が所有していた非上場株式は、相続税評価額により税法上の価値が算定され課税されます。これまで配当等されておらず、所有していても価値の実感が湧かなかった非上場株式が、思いもよらない多額の相続税が課税されることも決して珍しいことではありません。ところが、納税のためその非上場株式を換価しようとしても、非上場株式は上場会社の株式と異なり、誰でも参加できる取引市場が存在しないため、具体的な買主を見つける必要があります。また非上場株式の多くは株式譲渡のために取締役会等の株式発行会社の承認が必要となる譲渡制限株式であることから、その換価手続は会社法の定めによる必要があるなど上場株式の売却処分と比較して遙かに複雑で、換価の実現までに相当な時間と労力を要します。そのため、相続税を課された相続人が、相続税の納税期限（相続開始後10か月）までに、相続した非上場株式を換価することは至難の業です。なお、納税期限までに完納することができなければ、極めて高額な延滞税率による納税を余儀なくされます（非上場株式の大多数を占める譲渡制限株式は国税庁が公表する「管理処分不適財産」に該当するため、物納できない財産です）。したがって、少数非上場株式を、漫然と所有し続けることは、保有株式の発行会社が、株式の相続税評価額が高額になりやすい優良会社であればあるほど、相続人において支払の目途がたたない、将来の高額な相続税を負担するリスクが高いと言えます。

② 将来の相続税負担に見合う配当も得られないこと

会社には、そもそも株主に配当を行う義務は法律上存在しません。会社が株主に配当をするためには法律上、株主総会の普通決議が必要です。多くの非上場会社において、経営権を支配する株主は、自己が保有する株式について会社から配当を受けることを希望しません。経営権を支配する株主は、その多くが会社経営者として取締役等に就任しており、会社から役員報酬を得ることにより、会社資産を合法的に個人に移転することが可能です。これに対し、会社が配当を出す場合、役員報酬と異なり、会社にとって法人税法上の経

費に計上することができないとされているため、法人税の節税の観点からも配当をする意味が乏しく、それゆえ経営権を支配する株主は、配当の実施に消極的になるのです。こうした事情により、非上場会社においては配当をしていないことが非常に多いため、少数非上場株主は、株式の保有を続けたとしても保有期間に何らの経済的利益をも取得していないのが多くの実態と言えます。非上場株式を保有し続けなければいつかは到来する株主の相続の場面において相続税を課税されるにも関わらず、少数株主は生前にその相続税評価に見合うだけの経済的メリットを享受できないという大いなる矛盾が生じています。

(2) 換価上の問題

非上場株式については、上場株式のように誰でも自由に参入できる取引市場がありません。そのため市場により自然と形成される価格相場が存在しません。それゆえ、非上場株式の売却を目指す株主は、買主を自ら探索し売却金額等の算定や交渉を自ら行う必要が生じます。少数非上場株主が売却先を検討する場合、まずは会社やその経営者を思い浮かべる人が多いようです。しかしながら、既に経営権を支配している株主などにおいては、少数株式を買う気がなく、又、買う気があっても話にならない不当な廉価で買い叩こうという姿勢が一般的に多く見受けられます。非上場株式の多くは、株式譲渡のためには、取締役会等の株式発行会社の承認が必要となり、会社が承認を拒否したときは、会社法に基づく会社による買受人の指定と価格決定の手続を経て売却することになります。

□ 解決方法

少数非上場株式を保有し続けることにはリスクと不利益が大きい反面、売るに売れないというジレンマがあります。しかしながら、保有する非上場株式をその価値にふさわしい価格で売却する手段は、制度的に保障されているのです。そもそも会社にはそれぞれその有する資産や収益といった実態があり、株主が有する株式には実態に応じた価値があります。「会社の実態に応じた価値」が存在することは、上場会社と同様、非上場会社であっても変わりません。第三者買主を確保し、譲渡承認請求手続を確実に履行することによって、客観的価値に相応する価格で売却できることとなります。

（参考：弁護士法人朝日中央総合法律事務所「少数非上場株式売却専門サイト『少数非上場株主の抱える問題と解決方法（抜粋）』」）